

平成30年度 教職員定期人事異動方針について

平成30年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年9月27日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

## 平成30年度 教職員定期人事異動方針について

### 一宮市教育委員会

#### 1 方針

愛知県教育委員会の「平成30年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- (1) 広く人材を登用し、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- (2) 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- (3) 地域及び学校間における教職員構成の均衡、充実をはかる。
- (4) 遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

#### 2 実施要項

- (1) 校長については愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に、教頭については愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- (2) 多様で豊富な教育的経験をもてるように、学校種別間の交流について配慮する。
- (3) 同一学校の長期勤務者についての異動
  - ア 同一学校6年以上の勤務者はその対象とする。
  - イ 新任より同一学校5年以上の勤務者を対象とする。
- (4) 同一学校の短期勤務者についての異動
  - ア 勤務年数が3年未満の者については、原則として対象にしない。
- (5) 通勤時間は片道おおむね1時間30分程度までを原則とするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。
- (6) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に配慮する。

## 参考資料

# 平成30年度教職員定期人事異動方針

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 2 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- 4 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- 6 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

第59号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成29年9月27日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

実績評価委員会委員の辞任届が提出されたため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成29年9月27日)

氏名	備考
かとう かずこ 加藤 和子	委員辞任届の提出

2. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
ひらた ひろこ 平田 博子	施設利用者代表 (一宮地域文化広場)	新

3. 委嘱期間

平成29年9月28日から平成30年6月30日

\*一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定  
に基づく前任者の残任期間

## 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。

この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。

4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員

(地域文化広場・市民会館等)

氏名	備考	新任 再任
なか の かず お 中 野 和 雄	一宮市教育長	再
たき かず なが 滝 和 良	一宮市図書館長	再
い とう てつ 伊 藤 哲	公認会計士	再
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
にし むら し ま 西 村 志 磨	修文大学 短期大学部准教授	再
さうだ みきこ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふ わ ひろし 不 破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
うえだ こ 植 田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再
ひら た ひろ こ 平 田 博 子	施設利用者代表 (地域文化広場)	新



一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成29年9月27日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
5	グラウンド ワーカー宮 実行委員会 委員長 かとう あきひろ 加藤 昭宏  (共催) 一宮市・宮田 用水土地改 良区	第19回「大江川 クリーン作戦」	・大江川の清掃	11月11日 (土) 9時～11時 雨天中止	大江川	無料	(1) (6)
6	地域別県民 文化大祭典 2017 中央実 行委員会 実行委員長 よこた まさゆき 横田 正行	地域別県民文化 大祭典 2017	・記念式典 ・教育講演会 ・コンサート ・文化行事、模擬店 ・バザーなど	9月30日 (土) ～ 11月26日 (日)	オリナス 一宮・宮前 広場ほか 県下39会 場	有料  大人 1,000円 中・高校 生500円	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加 料	許可 基準
35	尾西信用金庫 地域業務支援理事部 長  いわた ちかのり 岩田 親典	びしんの冬休み教 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮市内の囲碁クラブを持 つ小学校児童および近隣小学 校児童を対象にした囲碁教室 および書道教室</li> <li>参加予定者100名</li> </ul>	12月23日(土)	尾西信用金庫 本部6階	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
36	アートドッグズ138 実行委員会 事務局 よしかわ けんだい 横川 賢大	アートドッグズ138	犬をモチーフとしたアート作品の展示	10月21日(土) ～ 11月11日(土)	本町商店街 銀座通商店街 一宮駅東口前	無料 (ワークショップのみ有料 500円)	(6)
37	一宮北モラロジー 事務所 代表 やまぐち ぶんいち 山口 文一	ニューモラル講演会	公益財団法人モラロジー研究所の社会教育講師による講演会	①10月25日(水) ②11月25日(土)	①鉄砲町公民館(木曾川町黒田) ②尾関公民館(浅井町)	有料 200円	(6)
38	愛知県尾張吹奏楽協議会 事務局長 むらやま しげお 村山 茂雄 主催(共催) 愛知県尾張吹奏楽協議会 及び 愛知県高等学校文化連盟	第53回尾張地区吹奏楽祭	尾張地区の中学校・高校の吹奏楽部による演奏発表会	11月11日(土) 11月12日(日)	名古屋文理大学文化フォーラム	無料	(2) (6)
39	千秋“桜守ワーク”の会 代表 さかもと よしみ 坂本 吉三	桜守ワーク	愛知県一宮総合運動場内の清掃活動	11月26日(日)	愛知県一宮総合運動場	無料	(6)
40	西尾張家庭教育研究所 子育てほっとステーション 代表 まへだ あゆみ 前田 亜友子	家庭教育講演会	東京家庭教育研究所の講師による「『親でなければできない教育』～聞いていますか?子どもの心～」をテーマにした講演会	10月28日(土)	アイプラザ一宮	無料	(6)
41	木曾川文化創造ワークショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴	第65回きそがわふれあいコンサート	大久保ナオミによるヴァイオリンコンサート	平成30年 1月27日(土)	木曾川文化会館	有料 1,000円	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
42	一宮市芸術文化協会 会長 かとう 昌義 加藤 昌義 主催(共催) 愛知県文化協会連合 会、一宮市芸術文化 協会	平成29年度愛知 県文化協会連合会 西尾張部芸能大会	愛知県文化協会連合 会に加盟する西尾張 部10市町村の文化団 体による芸能発表会	12月10日(日)	一宮市民会 館	無料	(3)
43	一宮友の会 総リーダー ふじの ももえ 藤野 百恵	家事家計講習会	家計簿や子育てについ て考える講演会や展示	11月15日(水) 11月19日(日)	iビル	有料 300円	(6)
44	一宮市 市長 なかの まさやす 中野 正康	一宮市安全安心な まちづくりフォーラ ム	市民一人ひとりの防犯 意識高揚を図るととも に、自分たちのまちを 自分たちで守るため の活動を推進し、安全 で安心して暮らせるま ちづくりの実現を目指 すためのフォーラム	12月2日(土)	一宮市民会 館	無料	(1) (6)
45	株式会社人形劇団 むすび座 代表取締役 かきうち なおき 垣内 尚生 主催(共催) 人形劇団むすび座、 人形劇団よろずや まる 〇、一宮とんぼの会	人形劇団むすび 座創立50周年・人 形劇団よろずや〇 創立10周年記念 ジョイント公演	人形劇団むすび座と 人形劇団よろずや〇 によるファミリー向け 人形劇	平成30年 1月28日(日)	アイプラザー 一宮	3歳以上 は有料 前売 1,000円 当日 1,200円	(7)
46	尾西音楽祭実行 委員会 会長 のりたけ まさかつ 則竹 正勝	平成29年度 尾西音楽祭	尾西地区の小中学校・ 高等学校・PTA関係 団体による合唱・合奏 の発表	11月3日 (金・祝)	尾西市民会 館	無料 (要整理 券)	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
47	社会福祉法人 コスモス福祉会 理事長 やまだ きちお 山田 祥男	第28回 コスモス祭	障害のある方と地域の方々とのふれあいを目的とした祭り	11月26日(日)	彦田公園 (花池4丁目)	無料	(4) (6)
48	愛知県立一宮高等学校 校長 おがわ はちろう 小川 八郎	第6回一宮高等学校ファッション創造科卒業研究発表会	ファッション創造科の学生が3年間の成果を披露する発表会	平成30年 2月3日(土)	一宮市民会館	無料	(2) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
33	一宮ライオンズ クラブ 会長 伊藤裕彦 <small>いとうひろひこ</small>	一宮市 オールスター 選抜学童野球祭	一宮市内4つのブロッ クに分け4チームのト ーナメント方式で実 施する	11月18日 (土)	平島公園 野 球場	無料	(6)
34	一宮北部 少年野球クラブ 会長 森田悦弘 <small>もりたえつひろ</small>	第24回秋季 一宮北部 少年野球大会	一宮北部少年野球 クラブに加盟登録され たチームによるトーナ メント戦。(Aの部 B の部)	11月3日(祝 金)～12月 10日(日)	大野極楽寺公 園野球場	1チーム 7,000円	(6)
35	一宮市スキー連盟 会長 日比正幸 <small>ひびまさゆき</small>	第56回 一宮スキー学校 妙高会場	一宮市及び近郊に 在住、在勤、在学の方 を対象としたスキー スクール 募集定員 40名	12月29日 (金)～ 12月31日 (日)	妙高高原 池 の平温泉スキ ー場	大人 52,000円 小中学生 48,000円	(3) (6)
36	一宮軟式野球連盟 会長 鳥越豊 <small>とりごえゆたか</small> 主催 NPO法人ドラゴ ンズベースボール アカデミー、中日 ドラゴンズ、中日 新聞社、中日スポ ーツ	ドラゴンズベース ボールアカデミー キッズ野球教室	これから野球を始め ようとする幼稚園年 長から小学4年生を 対象に、ベースランニ ング・キャッチボー ル・ティーボールを使 った打撃指導などを 行う。 募集定員 150名	11月25日 (土)	大野極楽寺公 園野球場	無料	(4) (5) イ



# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(博物館事務局)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	愛知県国登録有形 文化財建造物所有 者の会 会長 おぐり こうじ 小栗 宏次	愛知登文会 国登録 有形文化財 建物特別公開 2017	登録有形文化財の魅力 を広く県民に知って もらうとともに、愛 知県国登録有形文化 財建造物所有者の 会の存在をアピール するため、特別公開 日を定め、協力が 得られる所有者の 方と連携して、普 段公開されていない 登録文化財の公開 や専門家による建 物解説などを行う。	11月23日(木・ 祝)	・尾西歴史民 俗資料館 ・墨会館 ・旧湊屋	無料	(6)
2	萩原町郷土史研究 会 事務局長 かねこ みつじ 金子 光二	第3回萩原町の人々 が語る戦争展 —博愛の心で傷病者 を看護した遠島さん —	富田方在住の陸軍 従軍看護婦を勤め られた遠島さんの 体験談、日本赤十 字社愛知県支部 従軍看護婦資料、 萩原町忠魂碑と 戦没者戦争中の 萩原町の風景、 『満州の悲劇』 『無言の帰国』 資料、『佐藤一 英』作品などを 展示し、萩原町 の郷土史を後世 に伝える。	10月20日(金) ～23日(月)	萩原公民館	無料	(6)